

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

さいたま鴻巣線	路線名
桶川市大字下日出谷字東耕地一番一 地先から同市大字下日出谷字東耕地一 番四地先まで	供用開始の区間
令和三年九月十八日	供用開始の期日
令和三年九月十七日付け埼玉県北本県土 整備事務所長告示第十一号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長五三・六三メートル	備考